

第1編 総則

第1章 目的

大和高田市の地域における大規模な災害に対処し、災害から「人命を守る」ことを最大の目標に、できる限りの被害の減少を図るため、防災関係機関が処理すべき事項について計画を定める。また、計画の基本方針等について定めるとともに、この計画に掲げる事項の推進を図る。

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第42条に基づき「大和高田市地域防災計画」（以下「本市計画」という。）として大和高田市防災会議が作成する計画であり、本市、奈良県（以下「県」という。）、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共団体、指定地方公共機関、公共団体・機関（以下「防災関係機関」という。）がその全機能を発揮し、これにより防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、本市地域及び住民の生命、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2節 計画の基本方針

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による「公助」、住民一人一人が自発的に行う防災活動である「自助」や、身近な地域コミュニティや自主防災組織をはじめとした、地域の居住者等が連携して行う防災活動である「共助」が必要である。

本市計画は、法第2条の2の基本理念により、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、「減災」の考え方に基づいて「自分の命は自分で守る」という意識のもと、「自助」・「共助」の取り組みを推進するとともに、市を中心とした「公助」を適切に組み合わせ、総合的かつ計画的に災害対策の整備及び推進を図るものとする。

計画の推進に当たっては、下記の各事項を基本とする。

- 第1 災害による死者をなくす・人命を守ることを最大の目標に、できる限り被害を最小化
- 第2 自助・共助を基本とした、住民による主体的な自主防災体制の確立
- 第3 市、県、防災関係機関、広域的な支援体制及び住民、企業それぞれの役割と連携
- 第4 防災関係機関相互の協力体制の推進
- 第5 ハード対策及びソフト対策を組み合わせた災害対策事業の推進
- 第6 過去の災害の教訓を踏まえた対策の推進
- 第7 関係法令の遵守
- 第8 要配慮者等の多様な視点を生かした対策の推進
- 第9 男女共同参画や性的マイノリティの視点を取り入れた防災体制の確立
- 第10 新型コロナをはじめとする感染症への対策

第3節 計画の推進

本市は、本市計画の各事項を推進するため、必要に応じて具体的な活動計画を作成するように努める。また、分野毎に緊急度の高いものより災害対応マニュアル等の策定を進めるものとし、マニュアル

策定後は、訓練を定期的実施し、その検証を行い、必要に応じ修正を加えてより実践的なマニュアル策定を目指す。

また、市及び防災関係機関は、本市計画について平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施に万全を図る。

第4節 計画の修正

本市及び関係機関は、法第42条の規定に基づき、本市計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正し、関係事項について計画修正案を市防災会議（所掌：市危機管理課）に諮り修正する。

第5節 計画の構成

第1 第1編 総則

本市計画の基本方針、防災関係機関の役割分担・業務大綱、本県の自然的・社会的条件など、計画の基本となる事項を示す。

第2 第2編 水害等編

第1章 災害予防計画

災害発生に備えて、平常時からの教育、訓練等による防災行動力の向上を図る事項及び防災体制、救援・救護体制等の整備や都市基盤の安全性強化を図る計画を示す。

第2章 災害応急対策計画

災害発生直後の迅速、的確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、防災関係機関による各種の応急対策及び災害救助法の適用等に係る計画を示す。

第3章 災害復旧・復興計画

民生安定のための応急対策の他、激甚災害の指定等、速やかな災害復旧・復興を図るための計画を示す。

第3 第3編 地震編

第1章 災害予防計画

地震災害発生に備えて、平常時からの教育、訓練等による防災行動力の向上を図る事項及び防災体制、救援・救護体制等の整備や都市基盤の安全性強化を図る計画を示す。

第2章 災害応急対策計画

地震発生直後の迅速、的確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、防災関係機関による各種の震災応急対策及び災害救助法の適用等に係る計画を示す。

第3章 災害復旧・復興計画

民生安定のための緊急対策の他、激甚災害の指定等、速やかな災害復旧・復興を図るための計画を示す。

第4章 南海トラフ巨大地震等の広域災害対策計画

南海トラフ巨大地震等の広域災害に備え、国が公表した被害想定及び最終報告に基づき、本市におけ

る南海トラフ巨大地震等の広域災害対策の推進に係る計画を示す。

なお、本市計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定める計画とする。

第4 第4編 資料編

本市計画関連資料、データ類、発災時に必要な情報の収集、関係機関への提出に必要な様式を示す。

第6節 大和高田市国土強靱化地域計画との関係

本市は、「強くしなやかな国民生活の実現」を図るための防災・減災等に資する「国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号）により、「大和高田市国土強靱化地域計画」を策定した。

（以下「本市国土強靱化地域計画」と言う。）

第1 国土強靱化により構築する本市の姿

「永遠に栄える“まほろば”大和高田」

第2 基本目標

いかなる事態になろうとも

- I 人命を守る
- II 住民の生活を守る
- III 迅速に復旧・復興する

本市国土強靱化地域計画は、本市計画と相互補完する。

第2章 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱

本章は、市並びに奈良県及び市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が、市域に係る防災に関し処置すべき事務又は業務を示す。

第1節 大和高田市

災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
(1) 防災会議に関する事務	(1) 災害対策本部に関する事務	(1) 被災施設の復旧
(2) 気象予警報の伝達	(2) 災害対策要員の動員	(2) 義援金の配分の支援
(3) 防災知識の普及	(3) 早期災害情報・被害状況等の報告	(3) その他法令及び本計画に基づく復旧・復興対策の実施
(4) 地域住民による自主防災組織の育成及び防災資機材の整備	(4) ヘリコプターの受入準備	
(5) 防災訓練・避難訓練の実施	(5) 災害広報	
(6) 防災活動体制・通信体制の整備	(6) 消防、救急救助、水防等の応急措置	
(7) 消防力・消防水利等の整備	(7) 被災者の救出・救難・救助等	
(8) 救急・救助体制の整備	(8) ボランティアの活動支援	
(9) 危険物施設等の災害予防	(9) 災害時要援護者の福祉的処遇	
(10) 公共建築物・公共施設の強化・耐震性の向上	(10) 避難の指示等	
(11) 都市の防災構造の強化	(11) 避難所の設置・運営	
(12) 避難計画の作成及び避難所等の整備	(12) 災害時における交通・輸送の確保	
(13) ボランティア活動支援の環境の整備	(13) 食料、飲料水、生活必需品の供給	
(14) 災害時要援護者、避難行動要支援者の安全確保体制の整備	(14) 危険物施設等の応急対策	
(15) 食料、飲料水、生活必需品の備蓄	(15) 防疫等応急保健衛生対策	
(16) 防疫予防体制の整備	(16) 遺体の捜索、火葬等	
(17) 廃棄物処理体制の整備	(17) 廃棄物の処理及び清掃	
(18) 火葬場等の確保体制の整備	(18) 災害時における文教対策	
	(19) 復旧資材の確保	
	(20) 被災施設の応急対策	
	(21) 義援金の募集活動の支援	

第2節 奈良県

機関等	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災に関する組織の整備・改善 (2) 防災に関する知識の普及・教育及び訓練の実施 (3) 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 (4) 災害危険箇所の災害防止対策 (5) 防災に関する施設・設備の整備、点検 (6) 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 (7) 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 (8) 消防防災ヘリコプターの運用、点検 (9) 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 (10) 自主防災組織等の育成支援 (11) ボランティア活動の環境整備 (12) 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 (13) その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害予防の実施 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 (2) 活動体制の確立、他機関との連携による市町村応援体制の確立 (3) 災害救助法の運用 (4) 消火・水防等の応急措置活動 (5) 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 (6) 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 (7) 緊急輸送体制の確保 (8) 急物資の調達・供給 (9) 児童、生徒の応急教育 (10) 施設、設備の応急復旧 (11) 県民への広報活動 (12) ボランティア、救援物資の適切な受入 (13) その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災地域の復旧・復興の基本方針の決定と事業の計画的推進 (2) 民生の安定化策の実施 (3) 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 (4) その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害復旧・復興対策の実施 (5) 義援金の受入・配分等に関する計画

機関等	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
高田警察署	(1) 危険箇所等の実態把握と基礎資料の整備 (2) 災害警備に必要な装備・資機材の整備充実 (3) 道路実態の把握と交通規制の策定 (4) 防災訓練の実施 (5) 災害に関する住民等に対する啓発及び広報活動	(1) 被害の実態把握 (2) 被災者の救出救護及び被害の拡大防止 (3) 行方不明者の捜索 (4) 危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導 (5) 遺体の調査等又は検視 (6) 緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制 (7) 被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙 (8) 広報活動 (9) 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動	(1) 交通情報の収集・伝達及び交通規制 (2) 交通信号施設等の復旧 (3) 防災関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動
高田土木事務所	(1) 所管公共土木施設の強化と整備 (2) 水防力の整備強化 (3) 災害危険区域の指定 (4) 火災拡大要因の除去 (5) 緊急輸送網の整備 (6) 都市の防災構造の強化	(1) 所管公共土木施設の被災情報の収集 (2) 被災水防施設の応急措置活動 (3) 被災公共建設物の応急復旧 (4) 火災拡大要因の応急措置 (5) 緊急輸送網の確保	(1) 被災公共土木施設の復旧 (2) 被災公共建築物の復旧
中和保健所	(1) 初期医療救護体制の整備 (2) 後方医療体制の整備 (3) 医薬品等の確保体制の整備 (4) 精神障がい者、在宅難病患者対策等の体制の整備 (5) 防疫予防体制の整備 (6) 上水道の確保体制の整備	(1) 医療、助産救護 (2) 医療ボランティアの活用 (3) 防疫等応急保健衛生対策 (4) 給水対策	被災医療、保健衛生施設の復旧

第3節 指定地方行政機関

機関等	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
葛城労働基準監督署	工場・事業所における産業災害防止の指導監督	(1) 労働者の被災情報収集 (2) 請求勧奨、労務の確保に関する事項 (3) 労働相談対応 (4) 全国労災病院からの支援受	(1) 労災保険給付等の労務支援 (2) 各種労務制度の積極周知・広報、弾力運用 (3) 災害による解雇、雇止め防止の啓発指導
近畿農政局奈良良点	(1) 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導並びに助成 (2) 農作物等の防災管理指導	(1) 土地改良機械の緊急貸付 (2) 農業関係被害情報の収集報告 (3) 農作物等の病虫害の防除指導 (4) 食料品、飼料、種もみ等の供給斡旋	(1) 各種現地調査団の派遣 (2) 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の指導並びに助成 (3) 被害農業者等に対する災害融資の斡旋指導
奈良地方気象台	(1) 気象・地象・地動及び水象の観測及びその成果等の収集と発表 (2) 気象、地象(地震にあつては発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (4) 防災気象情報の理解促進、防災気象の普及啓発	(1) 災害発生後における注意報・警報・土砂災害警戒情報の暫定基準の運用 (2) 災害時の応急活動を支援するため、災害時気象支援資料の提供及び解説(職員の派遣等)	被災地域への支援情報の提供

第4節 自衛隊

機関等	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
陸上自衛隊第4施設団	(1) 災害派遣の計画及び準備 ア 防災関係資料(災害派遣に必要な情報)の収集 イ 災害派遣計画の作成 ウ 災害派遣計画に基づく	(1) 被害状況の把握 (2) 避難の援助 (3) 遭難者等の搜索救助 (4) 水防活動 (5) 消防活動	災害復旧対策の支援 (1) 瓦礫処理 (2) 道路復旧 (3) 除染活動 (4) 産廃処分支援

	<p>訓練の実施</p> <p>(2) 防災訓練等への参加</p>	<p>(6) 道路又は水路の啓開</p> <p>(7) 応急医療・救護・防疫</p> <p>(8) 人員及び物資の緊急輸送</p> <p>(9) 炊飯及び給水</p> <p>(10) 救援物資の無償貸与又は譲与</p> <p>(11) 危険物の保安及び除去等</p>	(5) 物資輸送支援
--	-----------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------

第5節 指定公共機関及び指定地方公共機関等

機関等	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
日本赤十字社 奈良県支部	<p>(1) 医療救護班の派遣準備</p> <p>(2) 被災者に対する救援物資の備蓄</p> <p>(3) 血液製剤の確保及び供給体制の整備</p>	<p>(1) 災害時における医療救護</p> <p>(2) 防災ボランティアの派遣</p> <p>(3) 血液製剤の確保及び供給</p>	義援金の受入・配分の連絡調整
NTT西日本株式会社 NTTドコモ KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	電気通信設備の保全と整備	<p>(1) 電気通信設備の応急対策</p> <p>(2) 災害時における非常緊急通信の調整</p>	被災電気通信設備の災害復旧
西日本旅客鉄道株式会社高田駅 近畿日本鉄道株式会社大和八木駅	鉄道施設の保全と整備	<p>(1) 災害時における緊急鉄道輸送の確保</p> <p>(2) 鉄道施設の災害応急対策</p>	被災鉄道施設の復旧

機関等	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
関西電力送配電株式会社	電力施設の保全	(1) 災害時における電力供給対策 (2) 電力施設の応急対策	被災電力施設の復旧
大和ガス株式会社	ガス供給施設の保全と整備	(1) ガス供給施設の応急対策 (2) 災害時におけるガス供給対策	被災ガス供給施設の復旧
日本郵政株式会社	NHKの防災情報についてのポスター・チラシを郵便局に設置し周知。NTT、ローソン等企業と連携し災害時の迅速な対応を準備	(1) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除 (4) 被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除 (5) 被災地支援のための災害義援金の無料送金	避難所への郵便物、ゆうパック等配達

第6節 公共団体・機関

機関等	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県広域消防組合高田消防署	(1) 気象予警報の伝達 (2) 防災知識の普及 (3) 防災訓練・避難訓練の実施 (4) 防災活動体制・通信体制の整備 (5) 消防力・消防水利等の整備 (6) 救急・救助体制の整備 (7) 危険物施設等の災害予防	(1) 災害対策要員の動員 (2) 早期災害情報・被害状況等の報告 (3) 災害広報 (4) 消防、救急救助、水防等の応急措置 (5) 被災者の救出・救難・救助等 (6) 危険物施設等の応急対策	法令及び本計画に基づく復旧・復興対策の実施
奈良県広域水道企業団大和高田事務所	上水道設備の保全と整備	上水道設備の応急対策	上水道設備の災害復旧

機関等	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
大和高田市消防団	(1) 防災知識の普及 (2) 防災訓練・避難訓練の実施	(1) 災害対策要員の動員 (2) 早期災害情報・被害状況等の報告 (3) 消防、救急救助、水防等の応急措置 (4) 被災者の救出・救難・救助等 (5) 危険物施設等の応急対策	法令及び本計画に基づく復旧・復興対策の実施
大和高田市医師会	(1) 防災訓練の実施 (2) 防災知識の普及 (3) 日本医師会災害医療チーム(JMAT)の編成支援	(1) 災害時における医療の確保及び負傷者の医療・助産救護 (2) JMAT受入れ	(1) 病院機関の早期復旧及び避難所の医療救護 (2) 保健衛生の確保
大和高田市薬剤師会	(1) 防災訓練の実施 (2) 防災知識の普及	(1) 医療救護所における服薬指導 (2) 医薬品等集積所における医薬品の管理等	
大和高田市歯科医師会	(1) 歯形による身元確認研修 (2) 歯科医療救護班等の編成及び派遣体制の整備	(1) 災害時における歯科医療の確保及び医療班の派遣 (2) 身元確認班の派遣 (3) 避難所への口腔ケア班の派遣	(1) 避難所への口腔ケア班の派遣(肺炎予防活動) (2) 歯科医療期間の早期復旧

第7節 住民、自主防災組織、企業等

機関等	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興
住民	地域における自主防災組織等 防災活動への参加	自助の実践	
自主防災組織	(1) 災害及び防災に関する知識の普及啓発 (2) 地域における安全点検、防災訓練等の実施	(1) 避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施 (2) 市又は県が実施する応急対策への協力	

事業者等	(1) 災害時において事業を継続することができる体制の整備 (2) 地域における自主防災組織等の防災活動への協力	(1) 来所者、従業員及び事業者の周辺地域に生活する住民の安全確保 (2) 災害応急対策の実施 (3) 地域における自主防災組織等の防災活動への協力 (4) 市又は県が実施する応急対策への協力	
------	-------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

第3章 大和高田市の概況

第1節 市の概況

第1 市の位置及び面積

本市は、奈良盆地の西南部に位置し、周辺の橿原市、御所市、香芝市、葛城市、広陵町の4市1町に隣接し、市の西方に金剛葛城山系が望まれる。

本市の地形は、市北部に位置する標高 70～80mの馬見丘陵のほかはほぼ平坦で、市域を南北に流れる高田川や葛城川が都市の座標軸をなし、J R和歌山線高田駅、近鉄大阪線大和高田駅、近鉄南大阪線高田市駅を中心に市街地が形成され、周辺部は田園地帯となっている。面積は 16.48 k m²と県下 12 市の中で最も狭い。

古くから交通の要衝であり、奈良県の中南和地域の経済・文化・行政の中心として発展してきたが、大阪大都市圏へ約 30 分程度で連絡する好立地の条件から、住宅都市的な色彩も強い。

第2 自然環境条件

1 地勢

本市の地形は、北西部に位置する標高 70m～80mの馬見丘陵の他には、ほとんど起伏のない平坦地となっており、西部は金剛、葛城山系に連坦する緩扇状地性低地で、南から北に向かって緩やかに傾斜している。

東部に葛城川、中央に高田川そして西に葛下川の3本の一級河川が市域を南北に貫流し、東端には曾我川が橿原市との境界を流れている。葛城川、高田川及び曾我川はいずれも天井川で、葛下側を含み市域を西部、中央部、東部に隔てている。高田川と葛城川に挟まれた地域はJ R線や近鉄線が交差し、市の中心市街地が展開している。

市内には多数のため池が分布しており、かつては農業のかんがい用水として利用されていた。市域の大部分は、高田川、葛城川、葛下川の堆積作用によって形成された沖積層で、自然堤防はれき混じり砂層、はん濫原はシルト・砂・粘土の互層で覆われている。

市北西部の馬見丘陵は、大阪層群と呼ばれる砂れき層からなる洪積層が分布している。

2 気象

気候は、比較的温暖小雨の瀬戸内式気候の特色と、気温の較差がやや大きい内陸性盆地気候の特色が見られる。梅雨期と台風期を除いては降水量が少なく、年間降水量は 1,500 mm程度である。

第3 社会環境条件

1 人口

本市の人口は、令和5年(2023年)5月1日現在の人口 62,695 人、世帯数 31,008 世帯(住民基本台帳)で、一世帯あたり人口は 2.02 人、人口密度は 3,804 人/k m²で県下全市町村の中で最も高い。国勢調査によると、平成7年の 73,806 人をピークに平成12年には 73,668 人と人口規模を維持したものの、その後人口減となり、平成22年には 68,451 人と7万人を切り、今後も人口減が続くと予測されている。

2 産 業

本市の産業別就業人口を見ると、1985 年（昭和 60 年）では、第 3 次産業が 16,340 人と最も多く、次いで、第 2 次産業が 11,793 人、第 1 次産業が 556 人となっています。就業人口の推移については、第 1 次産業は減少傾向を示しており、第 2 次産業及び第 3 次産業は 1995 年（平成 7 年）まで増加していましたが、その後、就業人口総数の減少に伴い減少に転じており、2015 年（平成 27 年）では、第 1 次産業が 244 人、第 2 次産業が 7,990 人、第 3 次産業が 18,981 人となっています。

2015 年（平成 27 年）における就業人口の構成比では、第 1 次産業は 1 %程度であり、第 2 次産業が約 3 割、第 3 次産業が約 7 割となっています。

3 道路及び鉄道

本市の道路交通体系は、国道 24 号、大和高田バイパス、国道 165 号、および国道 166 号に加え、中和幹線、主要地方道 2 路線、一般県道 3 路線などが縦横に巡っている。

大和高田バイパスは南阪奈道路と連結され、関西国際空港など大阪圏へのアクセスが容易です。

鉄道網は、近鉄大阪線・南大阪線及び J R 桜井線・和歌山線が通り、狭い市域に 6 つの駅が開設されているという非常に恵まれた環境にあります。

バス路線は、近鉄大和高田駅前のバスターミナルを中心に運行され、近隣市町への広域的な路線の発着点となっているが、近年、利用者減等の要因による路線合理化が進みつつあります。

第 2 節 地震災害の特性

1 地形・地盤の特性

地震の被害は、地震の性質とともに、地形・地盤の状況によって大きく影響される。本市の地形は、西部が、金剛、葛城山系山麓から連続している緩扇状地性低地で、その東は、旧高田川、葛城川等によって形成された自然堤防や微高地、はん濫原等です。

従来、本市は、自然堤防や微高地を利用した集落が形成されてきたが、その後は、低湿なはん濫原での宅地開発が進められてきました。

自然堤防は、表土の下に、0.6 メートルのれき（小石）混じりの砂層がみられ、さらに、その下には比較的ゆるいシルト、砂、粘土の互層から成っています。

また、はん濫原には、表土の下にシルト、砂、粘土の連続した互層がみられます。これらシルト、砂、粘土の互層は、地下水の帯水層となっており、現在、表土から 13～14m までは、堆積進行中の沖積層で、その下の比較的堅くしまった層は洪積層です。

本市域には、主要な活断層はないが、市域の地層は、全般に砂層が多く、地下水を多く含んでいることから、地震動による上昇水圧によって、砂や水が噴出する液状化現象が発生し、更に被害が拡大することも考えられます。

2 家屋の状況

本市の家屋状況は、全棟数約 25,500 棟のうち、約 18,000 棟（70%）が木造家屋、また、約 7,200 棟（29%）が建築年数 45 年以上経過しています。

非木造家屋は、約 7,500 棟で、構造は鉄筋コンクリート、鉄骨、軽量鉄骨造等で、その大半は住宅、アパート、工場、倉庫に使用されています。

非木造家屋で建築年数が 45 年以上経過しているものは、約 4%。平成 30 年住宅・土地統計調査により大和高田市の住宅の推計は総数 25,520 戸で、そのうち「新基準建築物の住宅」は 17,290 戸（約 68%）、また「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震改修済みの住宅」は同調査からの推計により 980 戸、「耐震診断結果により耐震性ありの住宅」は、2,150 戸であることから、本市内の住宅総戸数のうち、20,420 戸（約 80%）が、「耐震化されている住宅」と推計できます。（「大和高田市耐震改修促進計画（令和 4 年）」）

しかしながら、旧高田川、葛城川によって形成された自然堤防とその周辺のはん濫原に家屋が密集し、軟弱地盤の上に古い木造家屋が散見され、想定地震上、危険な家屋も存在します。

第 3 節 風水害の特性

本市の地形は、市の西部は、金剛、葛城山系山麓から連続している緩扇状地性低地で、その東は、旧高田川、葛城川によって形成された自然堤防や微高地、はん濫原等です。

従来、本市は、自然堤防や微高地を利用して集落の形成がされてきたが、その後は、低湿なはん濫原での宅地開発が進められてきました。

したがって、本市を南北に北上する葛城川及び水防警報指定河川である高田川、曾我川及び葛下川周辺では浸水被害の発生が懸念されています。

また、本市では、近年の農地・ため池の宅地利用により、豪雨時の遊水場所がなくなり、市内の一部では豪雨時に床上・床下浸水の被害が発生しており、県は、「緊急内水対策事業」を平成 30 年から開始し、事業化の一つに栄町地区の「高田土木事務所駐車場甘田川地下貯留施設」が建設中（令和 8 年 3 月末完成予定）であり、「ため池治水」等各種対策が実施中です。

【浸水被害対策状況】

地区	過去 28 年間における		浸水原因	減災対策
	被害回数	家屋浸水戸数		
築山・有井地内	4 回	494 戸	高田川への排水不良	高田川改修、都市下水路改修
西町地内	3 回	47 戸	高田川への排水不良	ポンプ施設整備
栄町地内	4 回	172 戸	水路流下能力不足	水路改修
春日町	4 回	158 戸	甘田川への排水不良	水路改修、甘田川改修
磯野野北町地内	3 回	119 戸	水路流下能力不足	水路改修
東三倉堂町地内	5 回	113 戸	水路流下能力不足	水路改修
大中地内	3 回	25 戸	水路流下能力不足	水路改修
吉井地内	3 回	22 戸	普通河川流下能力不足	普通河川改修
旭北町	5 回	111 戸	水路流下能力不足	水路改修
市場・葛城市尺土	3 回	46 戸	太田川流下能力不足	太田川改修、ため池治水利用

第4章 地震・風水害被害想定

第1節 地震被害想定

県は平成16年に「第2次奈良県地震被害想定調査」を発表した。これによると、県には東南海・南海地震の「海溝型」と奈良盆地東縁断層帯等の「内陸型」の地震が考えられるとしている。

調査結果から、東南海・南海地震は死傷者等の被害は比較的少ないものの、ライフラインの供給障害により市民生活に大きな支障が生じ、影響は長期に渡る可能性があるとしている。また、奈良盆地東縁断層帯等の内陸型地震は、発生確率は低いものの、発生した場合は多数の死傷者の発生や大きな建物被害が生じるとしている。

第1 地震被害の被害想定

平成16年10月、奈良県において策定された『第2次奈良県地震被害想定調査報告書』（以下「報告書」という。概要版を資料編に掲載）を基に、本市の被害を想定する。

報告書において想定された地震は、内陸型地震（8地震）及び海溝型地震（5パターン）である。この報告書で示された本市の被害状況は次のように想定されている。

1 奈良盆地東縁断層帯（想定震度7）

区 分	死者	負傷者	全 壊	半 壊	出 火	避難者	断 水	停 電	ガス供給
人数・世帯数	207	867	4,649	3,899	44	24,639	25,179	25,232	19,359
率 (%)	0.3	1.2	27.7	23.2	0.2	33.4	100.0	100.0	100.0

2 中央構造線断層帯（想定震度7）

区 分	死者	負傷者	全 壊	半 壊	出 火	避難者	断 水	停 電	ガス供給
人数・世帯数	258	947	5,841	3,620	59	24,635	25,179	25,232	19,359
率 (%)	0.4	1.3	34.8	21.6	0.2	33.4	100.0	100.0	100.0

3 生駒断層帯（想定震度7）

区 分	死者	負傷者	全 壊	半 壊	出 火	避難者	断 水	停 電	ガス供給
人数・世帯数	206	865	4,620	3,902	44	24,649	25,179	25,232	19,359
率 (%)	0.3	1.2	27.5	23.2	0.2	33.5	99.8	100.0	100.0

4 東南海・南海地震同時発生（想定震度5強）

区 分	死者	負傷者	全壊	半 壊	出 火	避難者	断 水	停 電	ガス供給
人数・世帯数	0	51	97	90	0	560	4,268	2,425	669
率 (%)	0.0	0.1	0.6	0.5	0	0.8	16.9	9.6	3.5

※住宅被害は棟数、出火は件数

第2 南海トラフ地震の被害想定

内閣府が公表した被害想定について

前提とする地震の特性

現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震・津波を推計している（想定される地震規模：マグニチュード9.1）。

この「最大クラスの地震・津波」は、現在の研究レベルでは、その発生時を予測することはできないが、その発生頻度は千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものであるが、仮に発生すれば、西日本を中心に甚大な被害をもたらすだけでなく、人的損失や国内生産・消費活動、日本経済のリスクの高まりを通じて、影響は我が国全体に及ぶ可能性がある。

南海トラフ地震において次に発生する地震・津波は、多様な震源パターンがあり得ることから、必ずしも「最大クラスの地震・津波」が発生するというものではないが、政府の地震調査委員会が公表した評価（2025年1月）によると、マグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は80%と評価されている。本市では最大震度6強が想定されている。

【南海トラフ地震による県内各市町村における最大震度一覧】

市町村	最大震度	市町村	最大震度	市町村	最大震度
奈良市	6強	平群町	6弱	広陸町	6強
大和高田市	6強	三郷町	6強	河合町	6強
大和郡山市	6強	斑鳩町	6強	吉野町	6弱
天理市	6強	安堵町	6強	大淀町	6弱
橿原市	6強	川西町	6強	下市町	6弱
桜井市	6強	三宅町	6強	黒滝村	6弱
五條市	6強	田原本町	6強	天川村	6強
御所市	6強	曾爾村	6強	野迫川村	6弱
生駒市	6弱	御杖村	6強	十津川村	6強
香芝市	6強	高取町	6弱	下北山村	6強
葛城市	6弱	明日香村	6弱	上北山村	6強
宇陀市	6強	上牧町	6弱	川上村	6強
山添村	6弱	王寺町	6強	東吉野村	6強

第2節 風水害被害想定

浸水想定区域

葛下川、葛城川、高田川、曾我川の流域全体で総量195mm、ピーク時降雨量69mmを想定したシミュレーション結果では、高田川沿いの築山地区や葛城川沿いの今里川合方地区など一部に最大浸水深5.0m未満のエリアを含む浸水の恐れがある区域が広がっている。特に、葛城川、高田川沿い地域では0.5m～2.0m未満のエリアが連担している。高田川沿いの市役所庁舎周辺も0.5m～1.0m未満の浸水想定

区域に含まれているなど、市域の 94.6%のエリアが浸水の恐れがある区域となっている。

【 浸水の恐れある区域表・ハザードマップ 】

浸水深ランク	葛下川	葛城川	高田川	曾我川	市合計
0.5m未満	236.2ha	422.4ha	358.9ha	69.8ha	1,087.3ha
0.5～1.0m未満	3.6ha	242.3ha	57.4ha	16.2ha	319.5ha
1.0～2.0m未満	0.2ha	77.5ha	35.6ha	9.9ha	123.2ha
2.0～5.0m未満	—	13.8ha	16.4ha	—	30.2ha
合計	240.0ha	756.0ha	468.3ha	95.9ha	1,560.2ha
市域面積 1,649.0ha に対して 94.6%の区域が浸水の恐れがある区域となる。					